法律は苦手ですか？
～学校教育は法で規定された営みである～

ある時、ある教員から次のようなことを言われました。「私は、昨年度、教頭の登用試験を受けるために教育法規を一生懸命に勉強しましたが、現場の教育には全く役に立ちませんでした。だから、もう教頭試験は受けないことにしました。」と。

この言葉に共感する方も多いかと思いますが、この教員は全くの誤解をしています。なぜなら学校教育は法で規定された営みだからです。現場にいると、毎日の子どもたちとのかかわり合いが中心になりますので、“法”という言葉に親近感がわかないのは理解できます。しかし、よく考えてみると私たちの仕事はすべて法で規定されていることがわかります。

例えば、授業で使う教科書は『学校教育法』と『学校管理規則』により「使わなければならない」と規定されています。教科書を一切使わずに授業をするのは法律違反になるのです。また、体罰をすると厳しく罰せられるのも、やはり『学校教育法』に規定されているからです。さらに、コロナやインフルエンザが蔓延した時に学級閉鎖をするのも、『学校保健安全法』や『同施行令』『同施行規則』『文部科科学省令』で規定されているからです。

戦前の日本では、教育は天皇の勅命で行われていました。これを「教育の勅命主義」と言い、どの教室にも天皇の「教育勅語」が掲げられていました。その後、太平洋戦争が起こり、多くの人々が天皇の名のもと命を落としました。その反省から、戦後生まれたのが「教育の法律主義」です。法律は、国民の選挙によって選ばれた国会議員によってつくられるので、教育を法律で規定することは、国民の意思で教育を行っていくことと同じだという考えです。

その結果、現在の教育の在り方が規定されました。これにより、教育は不当な圧力を受けることなく日本全国どこでも同等に受けられるようになりました。しかし半面、今度は教育行政の影響を受けることになりますので、教育委員会制度等によりバランスをとっています。

とはいえ、何から何まで、教育が法によって規定されているわけではありません。教育活動は、『学習指導要領』を含め『学校教育法』等、確かに法令によって規定されていますが、実際の授業のやり方や副教材の活用等、教員の裁量に任されている部分も数多くあります。

「法律」や「省令」等を合わせて「法令」と呼びますが、一般に「法令」は難しいと思っている方が多いと思います。しかし、「法令」はよく整理された仕組みでつくられていますので、それを理解すれば、そう難しいものではありません。

「法令」の仕組みを図式化したものを「法令のピラミッド」という場合がありますが、このピラミッドの頂点に位置するのが「憲法」です。全ての「法令」は「憲法」の規定を破ることは出来ません。

「憲法」の下に「法律」が位置します。「法律」は国会が制定するもので、例えば「学校教育法」がこれに当たります。その下に位置するのが「政令」です。これは内閣が制定するもので、例えば「～施行令」というものがこれに当たります。「学校教育法施行令」等です。その下には「省令」が位置し、これは「～施行規則」と呼ばれるもので、各省の大臣が制定するものです。例えば「学校教育法施行規則」等です。「省令」と「政令」を合わせて「命令」と呼ぶこともあります。最後に、ピラミッドの一番

下に位置するものが「地方自治体の自主法」と呼ばれるもので、「条例」や「規則」になります。例えば、「給与条例」や「学校管理規則」がこれに当たります。「法令のピラミッド」を本稿の末尾に図示しましたのでご覧ください。

学校に関わる法令はそんなに多くはありませんので、主なものには目を通しておくとよいと思います。「教育基本法」「地方公務員法」「教育公務員特例法」「学校教育法」「学校教育法施行令」「学校教育法施行規則」「学校保健安全法」「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」等は特に重要です。

法令は国会議員や大臣等がつくりますが、これらの人々はその分野の専門家とは限りません。また、社会情勢の変化や、国民からの様々な要望や期待もあります。したがって、一般的に法律をつくる前提として、その分野の専門家に集まっていただき、審議会等を作り、そこに大臣等が諮問し、審議してもらいます。その答申を基にして、法律を作るという仕組みになっています。

例えば、教育行政でいうと、中央教育審議会がそれにあたります。教育の専門家（学識経験者等）が審議委員となり、文部科学大臣があるテーマについて諮問します。それを受けて審議し、答申が出されます。後にそれが法令化され、学校教育に大きな影響を与えることになるので、私たち教職員は、大きな関心をもって見ていきたいものです。したがって、中央教育審議会で、何が話し合われ、どんな答申が出されたのかは、学校現場を預かる私たち教員にとって、大変重要な案件ということになります。

実際に、現在の学校教育の大きな変革テーマとしてあげられている「教員の専門性向上」「チーム学校への転換」「地域との連携・協働」は、すべてこの中央教育審議会の答申を基にして法令化されたものです。具体的には「教育職員免許法」「学校教育法」「地方教育行政法」「社会教育法」等が改正され、現在に至っています。

教職員の免許更新講習や、社会に開かれた教育課程や、地域学校協働本部・コミュニティスクールなどは、すべてここから出発しています。

多忙の中で仕事をしていると、どうしても目の前のことに集中して、全体像を見失いがちになります。しかし時には、報道等に目をやり、これからの教育の動きがどうなっていくのかを知ることも大切です。とりわけ、中央教育審議会の動向は重要です。最近では、教職員の働き方改革に関する中間報告も出ています。数年後には、それが法令化されるはずです。そのような見方をしていくと、教育に関して先が読める人になれます。関心をもち、これからの教育を先読みしながら、余裕をもって学校教育を楽しむ教職員になっていただけたら、うれしいと思っています。それは、何よりも、これから私たちより長い未来を生きていく子どもたちのために必要なことだと思うからです。
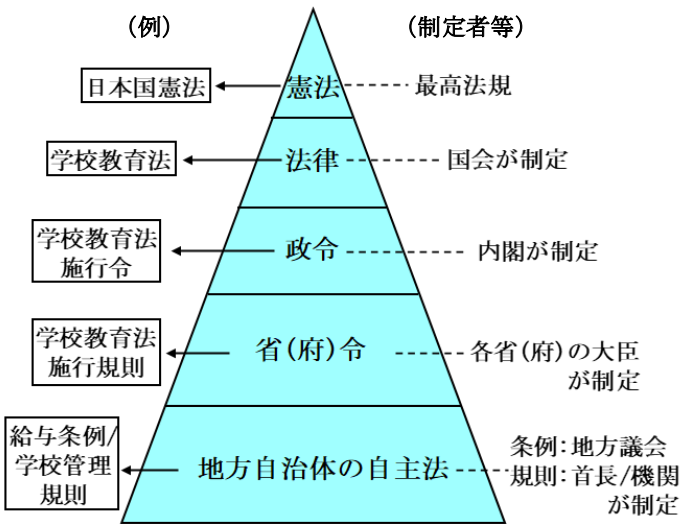
市川三郷町教育長　渡　　井　渡